の　0.00499

AN_n　公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AO_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.024

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

AO_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0237

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

AP_{28}　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AQ_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0142

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

AR　災害対策基本法第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号、令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成 28 年熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。）の当該年度における元利償還金

AS_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の

AN_n　公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AO_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.025

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

AO_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0238

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0309

AP_{28}　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AQ_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0143

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0185

AR　災害対策基本法第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号及び令和２年７月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成 28 年熊本地震及び平成 30 年７月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和２年７月豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。）の当該年度における元利償還金

AS_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の